

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
は、その
翌日)

◇ 告 示
生活保護法施行規則による指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出
生活保護法による医療機関の指定
細作改善トラクター耕作事業受託規程の廃止
家畜伝染病予防法によるひな白痢検査等の実施
指定施業要件指定予定保安林に関する通知
土地区画整理事業の施行の認可

◇ 選管告示
漁業法による選挙権を有する者の総数の三分の一の数
昭和四十二年四月鳥取県告示第二百八十八号中訂正
昭和四十二年四月鳥取県告示第二百八十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百四十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十二年四月一日	加藤整形 外科医院	鳥取市片原二丁目百一十一番地	整形外科、理学療法科	加藤 泰弘
昭和四十二年四月十七日	立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市上道町一六六二番地	眼科、耳鼻咽喉科	立川多寿子
昭和四十二年四月二十五日	中下 医院	境港市朝日町九十三番地	泌尿科、皮膚科、泌尿科	中下 静夫
昭和四十二年四月一日	菊川 医院	境港市上道町一八九四番地	整形外科、産婦人科、外科、皮膚科	菊川 秀親
昭和四十二年四月二十五日	入江内科医院	鳥取市西町二丁目二百一十二番地内	内 科	入江 宏一

鳥取県告示第三百四十九号

細作改善トラクター耕作事業受託規程（昭和三十三年一月鳥取県告示第三十号）は、廃止する。

昭和四十二年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査、ピ

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十九日	三朝町	大谷 検診場
六月 六日	倉吉市	木地山 "
" 八日	富海 "	" "
" 十五日	関金町	大河原 "
" 二十二日	"	真の原 "
" 三十日	"	内田 "
" 三十一日	羽合町	戸崎 "

鳥取県告示第三百五十一号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十二年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取市、岩美郡岩美町、国府町、気高郡青谷町、八頭郡河原町、郡

家町

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

二(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取市

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡福部村

(一) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡国府町

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

五(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡岩美町

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

六(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡河原町

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
2. 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 七(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡那家町
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 八(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
気高郡青谷町
- (二) 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 九(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
気高郡気高町
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び気

高町役場に備え置いて縦覧に供する。

十(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

気高郡鹿野町

(一) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

十一(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取市(国有林)

(一) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

十二(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡河原町(国有林)

(一) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(関係書類を鳥取県農林部林務課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

十三(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡岩美町(国有林)

(一) 保安林として指定された目的

魚つき

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

十四(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取市、岩美郡国府町、八頭郡河原町、郡家町、気高郡鹿野町、青

谷町(国有林)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課並びに

関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

十五(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取市(国有林)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

十六(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取市(国有林)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥

取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

十七(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

気高郡鹿野町(国有林)

(一) 保安林として指定された目的

干害の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鹿

野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条の規定に基づき、

米子市旗ヶ崎団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第

二項の規定により次のように告示する。

昭和四十二年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称 米子市旗ヶ崎団地土地区画整理事業

二 施行地区に含まれる地域の名称 米子市旗ヶ崎、花園町及び立町

三 事務所の所在地 米子市中町二十番地

四 施行認可の年月日 昭和四十二年五月十九日

五 施行者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

米子市中町二十番地

米 子 市

島根県安来市神庭町一四一番地

川 井 一 玄

島根県安来市神庭町一四一番地

川 井 満

米子市立町二丁目四四番地

鹿 島 万喜雄

鳥取県日野郡溝口町立岩十二番地六十

藤 井 正 義

六 事業年度 昭和四十二年度

七 公告の方法 米子市中町二十番地 米子市役所前に掲示する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

昭和四十二年五月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、四七六八

正 誤

昭和四十二年四月鳥取県告示第二百八十八号(道路の供用の開始につい

て) 中次の箇所~~に誤りがあつたので~~、訂正する。

頁 段 誤 正

五 下 昭和四十二年四月 日 昭和四十二年四月二十八日

昭和四十二年四月鳥取県告示第二百八十九号(道路の区域の決定につい

て) 中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

八 下 一、〇三・七 一、〇四九・二